

介護等の業務の範囲

別紙

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号）」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知等により定められています。

公益財団法人社会福祉振興・試験センターより抜粋

1 児童分野（児童福祉法関係の施設・事業）

分野	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
児童	知的障害児施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・介助員 ・看護補助者 ・指導員（児童発達支援）（ただし、注意事項1の①②に掲げる者に限る） ・児童指導員（ただし、注意事項2の①に掲げる者に限る） ・障害福祉サービス経験者（放課後等デイサービス）（ただし、注意事項1の①②及び注意事項3の②に掲げる者に限る） など入所者の保護に直接従事する職員
	自閉症児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲児施設	
	ろうあ児施設	
	難聴幼児通園施設	
	肢体不自由児施設	
	肢体不自由児通園施設	
	肢体不自由児療護施設	
	重症心身障害児施設	
	重症心身障害児（者）通園事業	
	肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	
	児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
障害児入所施設		
児童発達支援センター		
児童	保育所等訪問支援	訪問支援員

注意事項

1 「指導員」について

- ①上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験になりません。
- ②上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行なうことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。
- ③(略)

2 「児童指導員」について

- ①上表の「施設・事業」で、「保育士」で採用され、その後「児童指導員」となり引き続き従前と同じ内容の業務に従事している方に限り、実務経験になります。
- ②(略)

3 「障害福祉サービス経験者」について

- ①「障害福祉サービス」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第5条第1項に規定する障害福祉サービスです。
- ②③(略)

2 障害者分野（障害者総合支援法関係の施設・事業）

分野	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
障害者	障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	・介護職員 ・寮母 次の5職種は注意事項の①・②を満たした方が対象になります。 ◆保育士(児童デイサービス) ◆生活支援員 ◆指導員(児童デイサービス・地域活動支援センター) ◆精神障害者社会復帰指導員(精神障害者社会復帰施設) ◆世話人(共同生活介護・共同生活援助)などのうち、主たる業務が介護等の業務である者(サービス管理責任者としての業務は対象となりません。)
	短期入所	
	障害者支援施設	
	療養介護	
	生活介護	
	児童デイサービス	
	共同生活介護(ケアホーム)	
	共同生活援助(グループホーム)	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	
	身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	
	福祉ホーム	
	身体障害者自立支援	
	日中一時支援	
	生活サポート	
	経過的デイサービス事業	
	訪問入浴サービス	
	地域活動支援センター	
	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	
	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	
	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	
居宅介護	・訪問介護員 ・ホームヘルパー ・ガイドヘルパー など主たる業務が介護等の業務である者(サービス提供責任者としての業務は対象となりません。)	
重度訪問介護		
行動援護		
同行援護		
外出介護(平成18年9月までの事業)		
移動支援事業		

注意事項

1 「◆印の5職種について」について

①上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験になりません。

②上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行なうことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。

③(略)

2(略)

3 高齢者分野（老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業）

分野	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
高齢者	第1号通所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 ・介護従事者 ・介護従業者 ・介助員 ・支援員（養護老人ホームのみ） など主たる業務が介護等の業務である者
	老人デイサービスセンター	
	指定通所介護（指定療養通所介護を含む）	
	指定地域密着型通所介護	
	指定介護予防通所介護	
	指定認知症対応型通所介護	
	指定介護予防認知症対応型通所介護	
	老人短期入所施設	
	指定短期入所生活介護	
	指定介護予防短期入所生活介護	
	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）	
高齢者	軽費老人ホーム	
	ケアハウス	
	有料老人ホーム	
	指定小規模多機能型居宅介護	
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
	指定複合型サービス	
	指定訪問入浴介護	
	指定介護予防訪問入浴介護	
	指定認知症対応型共同生活介護	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	指定通所リハビリテーション	
	指定介護予防通所リハビリテーション	
	指定短期入所療養介護	
	指定介護予防短期入所療養介護	
	指定特定施設入居者生活介護	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
サービス付き高齢者向け住宅		
高齢者	第1号訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員 ・ホームヘルパー （サービス提供責任者としての業務は対象となりません。）
	指定訪問介護	
	指定介護予防訪問介護	
	指定夜間対応型訪問介護	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

注意事項（略）

4（1）その他の分野（生活保護法関係の施設）

分野	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
その他	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 ・介助員 など主たる業務が介護等の業務である者
	更生施設	

4（2）その他の分野（その他の社会福祉施設等）

分野	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
その他	地域福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 ・介護員 ・介助員 ・看護補助者 など主たる業務が介護等の業務である者
	隣保館デイサービス事業	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
	ハンセン病療養所	
	原子爆弾被爆者養護ホーム	
	原子爆弾被爆者デイサービス事業	
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
その他	労災特別介護施設	
その他	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
その他	家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る）	家政婦

注意事項

「ハンセン病療養所」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

4（3）その他の分野（病院または診療所）

分野	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
その他	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 ・看護補助者 ・看護助手 など主たる業務が介護等の業務である者
	診療所	

注意事項

病院または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

5 介護等の便宜を供与する事業

分野	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業	返還猶予・返還免除の対象となる職種
	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員 ・訪問介護員 など主たる業務が介護等の業務である者
	介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く）	
	障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）	
	以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	

注意事項（略）